

新	旧
<p data-bbox="392 199 878 225" style="text-align: center;"><b>高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱</b></p> <p data-bbox="163 276 403 301">第1条～第12条 (略)</p> <p data-bbox="226 352 315 378">附 則</p> <p data-bbox="163 392 1106 494">1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第8条第3項、第10条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。</p> <p data-bbox="226 545 315 571">附 則</p> <p data-bbox="208 584 976 609">この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年1月16日から適用する。</p> <p data-bbox="226 660 315 686">附 則</p> <p data-bbox="208 699 663 724">この要綱は、令和2年5月26日から施行する。</p> <p data-bbox="226 775 315 801">附 則</p> <p data-bbox="208 813 987 839"><u>この要綱は、令和2年10月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1355 199 1841 225" style="text-align: center;"><b>高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金交付要綱</b></p> <p data-bbox="1131 276 1370 301">第1条～第12条 (略)</p> <p data-bbox="1193 352 1283 378">附 則</p> <p data-bbox="1131 392 2074 494">1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第8条第3項、第10条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。</p> <p data-bbox="1193 545 1283 571">附 則</p> <p data-bbox="1176 584 1944 609">この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年1月16日から適用する。</p> <p data-bbox="1193 660 1283 686">附 則</p> <p data-bbox="1176 699 1630 724">この要綱は、令和2年5月26日から施行する。</p>

別表1 (第3条関係) (遊具等環境整備)

1 補助事業者

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
学校法人、社会福祉法人 (幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等  
市町村、幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) 設置者
- ③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び  
新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応  
市町村、幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) 設置者

2 対象施設

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等  
幼稚園型認定こども園、幼稚園
- ③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び  
新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応  
幼稚園型認定こども園、幼稚園

3 補助対象経費

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費 (短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く)
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市町村が幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) へ配布する保健衛生用品等 (子供用マスク、消毒液、空気清浄機等) の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染拡大防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要な経費 (令和元年度及び令和2年度に実施する分に限る)
- ③上記②に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費 (人件費 (ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等) (令和2年度に実施する分に限る)

4 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
1施設当たり 2,000千円

別表1 (第3条関係) (遊具等環境整備)

1 補助事業者

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
学校法人、社会福祉法人 (幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。)
- ②新型コロナウイルス感染拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等  
市町村、幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) 設置者

2 対象施設

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園
- ②新型コロナウイルス感染拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等  
幼稚園型認定こども園、幼稚園

3 補助対象経費

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費 (短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く)
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市町村が幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む) へ配布する保健衛生用品 (子供用マスク、消毒液、空気清浄機等) の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染拡大防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要な経費 (令和元年度及び令和2年度に実施する分に限る)

4 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備  
1施設当たり 2,000千円

②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等  
1施設当たり 500千円（令和元年度補助額と令和2年度補助額の計）

③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び  
びかかり増し経費への対応

1施設当たり 500千円（令和2年度補助額の計）

(2) 補助率

①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園

1/2以内

イ 上記以外の幼稚園

1/3以内

②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等

10/10

③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び  
びかかり増し経費への対応

10/10

5 留意事項 (略)

別表2（第3条関係）（園務改善のためのICT化支援）

1～4 (略)

5 留意事項

(1) 園務改善のためのICT化支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

(2) 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。）

(3) すでに導入しているシステムの保守費、リース料、通信費等については対象とならない。

②新型コロナウイルス感染症拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等  
1施設当たり 500千円（令和元年度補助額と令和2年度補助額の計）

(2) 補助率

①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園

1/2以内

イ 上記以外の幼稚園

1/3以内

②新型コロナウイルス感染症拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等

10/10

5 留意事項 (略)

別表2（第3条関係）（園務改善のためのICT化支援）

1～4 (略)

5 留意事項

(1) 園務改善のためのICT化支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

(2) 対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名 印

法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名・生年月日

### 実績報告書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

#### 添付書類

- 1 事業報告書（別記第1号様式の2）
- 2 事業実施に係る収支決算書（別記第1号様式の3）
- 3 納品書及び領収証の写し及び購入状況・工事完了が確認できる写真  
(新型コロナウイルス感染拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等の場合及びシステム導入のみの場合は、購入状況・工事完了が確認できる写真は不要)
- 4 かかり増し経費の支出内容・支出額を確認できるもの
- 5 その他教育長が必要と認めるもの

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

高知県教育長 様

補助事業者名 印

法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏  
名・生年月日

### 実績報告書

年 月 日付け高知県教育委員会指令 第 号により交付の決定を受けた高知県幼稚園等緊急環境整備事業費補助金について、高知県補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

#### 添付書類

- 1 事業報告書（別記第1号様式の2）
- 2 事業実施に係る収支決算書（別記第1号様式の3）
- 3 納品書及び領収証の写し及び購入状況・工事完了が確認できる写真  
(新型コロナウイルス感染拡大防止を実施するために必要となる保健衛生用品の購入等の場合及びシステム導入のみの場合は、購入状況・工事完了が確認できる写真は不要)
- 4 その他教育長が必要と認めるもの